

広島県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町今田字門松一四二八の三、字平山一七〇三の二、一七〇四の四、一七〇

四の六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

農道用地とするため